東北メディカル・メガバンク機構クリニカル・フェローに関する要項

制定 平成24年 9月24日

(趣旨)

第1条 この要項は、東北メディカル・メガバンク機構(以下「ToMMo」という。) における地域医療への貢献を円滑に進めるために、先導的、献身的な役割を担う医師のToMMoとの関連を明確にするため、必要な事項を定めるものとする。

(称号名)

第2条 ToMMoの地域医療貢献に協力する医師に付与する称号はToMMoクリニカル・フェロー(以下「クリニカル・フェロー」という。)とする。

(称号付与の資格)

- 第3条 クリニカル・フェローの称号は、日本の医師免許または歯科医師免許を有する者で、次の各号に掲げるToMMoの事業推進に必要と認められる者に付与する。
 - (1) 東北大学病院と医療 I C T を用いて医療連携を行う者
 - (2) 循環型医師支援システムで地域医療機関において、地域医療に献身的な医療支援活動を実践する者
 - (3) 専門性を活かした遠隔医療コンサルタントとして、広域な遠隔医療支援に参加できる者
 - (4) T o MM o 地域支援センターでの健康診査業務や医療情報データ回収に協力できる者
 - (5) 地方自治体や地域医師会等と連携し、地域健康福祉活動に積極的に協力し、住民健 康増進活動に寄与できる者
 - (6) ToMMoの行う最新ゲノム研究を理解し、検体採取や付随する検体の管理に協力できる者
 - (7) 遺伝疾患の最新知見を理解し、遺伝病メンタルサポートやカウンセリングに協力で きる者
 - (8) ToMMoのメディカル・スタッフとして、地域医療機関で研修する若手医師の臨 床教育に参加し、人材育成に積極的に協力できる者
 - (9) その他機構長が必要と認めた者

(申請及び称号付与の手続き)

- 第4条 クリニカル・フェローの称号を付与しようとする場合は、別紙申請書に部門又は 分野の責任者がToMMo機構長に申請し、運営委員会の議を経て、ToMMo機構長 が称号を付与する。
- 2 称号の付与は別紙様式により行うものとする。

(形態)

- 第5条 ToMMoの事業が地域と密接に連携して行う性格を有していることから、クリニカル・フェローの形態を次のタイプに区分し、異動等が行われても弾力的に運用するものとする。
 - (1) Type A: 専任医師

ToMMoもしくは地域医療機関に雇用され、東北大学病院と医療連携を行う者

注:現在のクリニカル・フェロー募集に該当するタイプに関係した条文のみを、 要項から抜粋して HP 掲載しています。 (称号付与の期間)

- 第6条 クリニカル・フェローとして称号を付与する期間は、毎年4月1日から翌年3月 31日までの期間の範囲内とし、必要がある場合は付与期間を更新できるものとする。 (雑則)
- 第7条 この要項に定めるもののほか、クリニカル・フェローの称号の付与に関し必要な 事項は、機構長が別に定める。

附則

- この要項は、平成24年9月24日から施行し、平成24年9月1日から適用する。 附 則(平成24年11月5日改正)
- この要項は、平成24年11月5日から施行し、平成24年11月1日から適用する。 附 則(平成25年4月16日改正)
- この要項は、平成25年4月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。 附 則(平成25年9月2日改正)
- この要項は、平成25年9月2日から施行し、平成25年9月1日から適用する。